

5. 栄養士賠償責任保険について

栄養士会員は、

全員「栄養士賠償責任保険」に加入しています。(自動加入)

医療などの場や給食提供の場において、管理栄養士・栄養士業務の結果に起因する事故が発生した場合に、栄養士個人の責任が問われる時代になっています。栄養士会は、会員の相互扶助の立場から、そのような事故が発生した場合、金銭的な面を含めて会員一人ひとりを支援するため、下記1、2の保険に加入しています。また、上乗せ補償制度（任意加入）として、日本栄養士会では、下記3をご案内しています。

1 栄養士賠償責任保険（日本栄養士会加入）

対 象：全会員

補償内容：日本国内で管理栄養士・栄養士が行う業務の結果、他人に障害が発生、又は死亡した場合に負担すべき法律上の損害賠償責任を保障

対人対物賠償共通：1事故・期間中（毎年4月1日から1年間）1億円

保 険 金：①損害賠償金（被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償など）

②争訟費用（訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用など）

③初期対応費用（事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片付費用など）

④その他の費用保険金（損害防止費用、権利保全費用、協力費用、争訟対応費用）

2 団体総合補償制度費用保険（静岡県栄養士会加入）

対 象：全会員（被補償者）

補償内容：静岡県栄養士会の業務中（職務、活動又は行事）及び往復途上に被った傷害又は疾病
災害死亡保障 傷害 500万円 ・ 特定疾病 50万円

後遺障害補償 傷害 最高500万円 ・ 特定疾病 最高50万円

療養補償 入院日額 傷害 5,000円 ・ 疾病 500円（限度日数 180日）

通院日額 傷害 3,000円 ・ 疾病 300円（限度日数 90日）

※特定疾病・・・心筋梗塞、急性心疾患、急性脳疾患、細菌性食中毒、熱中症など

3 栄養士総合補償制度（任意加入：1の保険の上乗せ制度）

対 象：全会員

補償内容：1の栄養士賠償責任保険の補償金額が1億円から3億円に増額となる。

この制度は、1の栄養士賠償責任保険では対象外となるリスクもカバーします。

※詳細については、日本栄養士会ホームページの「お知らせ」→「ニュース」
をご覧ください。

（毎月1日付で加入できます。）